

# 解題：Ballardini 論文について ——コンピュータ利用特許を通してみた EU 統一特許制度の問題点——

鈴木 將 文

以下に掲載する論文は、2014年2月22日に名古屋大学で開催された国際シンポジウム“Wither Harmonization of IP Law?”（「知的財産法を調和すべきか」）において、筆者の Rosa Maria Ballardini 氏が行った報告に基づくものである。

上記シンポジウムは、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）が主催する2013年度「法整備支援の研究」全体会議の一部と、科学研究費助成事業（研究課題：「知的財産法と競争法分野における国際的な統合と分散化を調整するフレームワークの構築」、研究代表者：鈴木將文）における研究会を兼ねて実施された。そこでは、知的財産法分野における国際的な調和ないし統合の動きにつき、特にアジアと欧州に焦点を当て、現状の把握と問題点の分析を行うための報告と議論が行われた。

Ballardini 氏の本論文は、上記シンポジウムの趣旨に沿って、EUにおける特許制度の統合（統一特許制度及び統一特許裁判所制度の導入）に向けた最近の動きと、EU域内でのコンピュータ利用発明（CI）に係る特許を巡る経緯とを紹介し、特許制度の統合がもたらす可能性のある問題を指摘するものである。

筆者の Ballardini 氏につき簡単に紹介をしておくと、イタリアの Brescia 大学で法学士、スコットランドの Edinburgh 大学で法学修士、フィンランドの Hanken 経済大学で法学博士の各学位を取得した後、フィンランドの Helsinki 大学や米国 California 大学 Berkeley 校の研究員を経て、現在 Hanken 経済大学の助教（Assistant Professor）を務めておられる。

専門は知的財産法である。

本論文は非常に明快に記述されており、特段解説の必要はないと思われるが、日本の読者に向けて若干の付言をしておく。

第一に、本論文は、EUにおけるコンピュータ利用発明（日本ではプログラムの発明）の扱いが流動的であり、また、域内国によって差異が見られる旨を論じている。この点につき、同発明分野に係る特許制度が非常に困難な問題を抱えていることは、決してEU特有ではなく、世界（特に先進国）共通の事象であることに留意すべきである<sup>1)</sup>。すなわち、コンピュータ利用発明の扱いを例として特許制度の調和・統合の困難性を訴える筆者の議論は、EU以外にも妥当する可能性が高いということである。

第二に、筆者は、EUの特許制度の統合が、俗に「パテント・トロール」と呼ばれる PAEs/NPEs（特許主張主体ないし非実施主体<sup>2)</sup>）の跋扈をもたらす可能性を指摘する。この点も、一国単位の制度では深刻化していない「パテント・トロール」の問題が、制度の国際調和・統合に伴う不確実性を契機として現実化するおそれがあるという一般論として普遍性を持つ議論であり、我が国（「パテント・トロール」問題についてはEUと似た状況にある。）にとっても示唆するところが大きいと思われる。

---

1) 少し古いですが、例えば（社）日本国際知的財産保護協会「コンピュータ・ソフトウェア関連およびビジネス分野等における保護の在り方に関する調査研究報告書」（2010年3月）は、主要各国の当該分野の特許制度の現状を比較分析している。なお、米国においても、コンピュータ利用発明の特許許容性については、変化してきており、最近も、連邦最高裁の判断が出されている（Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l, 134 S. Ct. 2347）。

2) 中山一郎「特許取引市場の機能と差止請求権制限の政策論的当否」日本工業所有権法学会年報 36号 121頁、124頁（2013年）参照。